

いじめ防止基本方針



富里市立富里南小学校

平成26年2月26日 策定

平成26年5月29日一部改定

平成29年3月24日一部改定

平成29年6月28日一部改定

平成30年4月20日一部改定

平成31年4月24日一部改定

令和 2年4月22日一部改定

令和 3年4月30日一部改定

令和 4年4月27日一部改定

令和 5年4月14日一部改定

令和 5年4月14日一部改訂

令和 6年4月26日一部改定

令和 7年4月25日一部改定

目 次

はじめに

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針・・・・・・・・・・	1
--------------------------------------	---

- 1 いじめの定義
- 2 基本理念
- 3 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）
- 4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務
- 5 コンプライアンス

第2章 学校いじめ対策組織・・・・・・・・・・	5
-------------------------	---

- 1 名称
- 2 組織
- 3 役割

第3章 いじめの未然防止について・・・・・・・・・・	6
----------------------------	---

- 1 いじめを許さない学校づくり
- 2 児童、保護者への啓発活動
- 3 いじめに関する定期的なアンケート調査
- 4 教職員の発言
- 5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- 6 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施
- 7 ネットいじめの対策の推進
- 8 いじめに関する教職員の研修

第4章 いじめの早期発見について・・・・・・・・・・	11
----------------------------	----

- 1 いじめに係るアンケート
- 2 いじめを認知する取組
- 3 いじめを認知した場合の対応・指導

第5章 いじめの相談・通報について・・・・・・・・・・	15
-----------------------------	----

- 1 学校におけるいじめの相談・通報窓口
- 2 学校以外でのいじめの相談・通報窓口
- 3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

第6章 いじめ対応の基本的な流れ・・・・・・・・・・	16
----------------------------	----

- 1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制
- 2 加害者への対応
- 3 傍観者への対応
- 4 保護者との連携

第7章 重大事態への対処について・・・・・・・・・・	20
----------------------------	----

- 1 重大事態とは
- 2 重大事態が発生した場合の対応

第8章 公表・点検・評価について・・・・・・・・・・	24
----------------------------	----

- 1 公表
- 2 点検
- 3 評価

別添資料 南っ子の生活アンケート・・・・・・・・・・	25、26
----------------------------	-------

<関連法案・参考資料等>

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日）

「いじめの防止等のための基本的な方針」
（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の改定について

いじめの防止等のための基本的な方針（最終改定 平成29年3月14日）

千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年4月1日）

千葉県いじめ防止基本方針（平成26年8月20日）

千葉県いじめ防止基本方針（最終改定 平成29年11月15日）

子どもの自殺が起きたときの調査の指針
（平成23年3月：児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）

重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を、早急に確立して行かなければならないと考える。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立富里南小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけ合いであっても、調査し、被害性に着目し、いじめか否かを判断することとする。その他にも、SNS上で悪口を書かれた児童がいて、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

また、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処を行う。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為でなくても、相手が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。

法第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、

嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※3 「好意から行った行為」の具体事例

- ・自分または自分たちのグループに勧誘する。
- ・自分の意見に賛同させる。
- ・言われたくないことを指摘される。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策を講じる。

※いじめ理解について

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

※いじめの防止等に関する基本的考え

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

法第4条（いじめの禁止） 児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを、児童会等を通して浸透させることが大切である。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす

許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童に理解できるようにしなければならない。

- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童生徒の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。
- (5) 発達障害またはその疑いがある児童や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童生徒自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。これらの点に十分に留意する。

3 いじめの禁止（本校全教職員および児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

<責務>

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

<基本姿勢>

- (1) いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気作りに努める。
- (2) 児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- (3) いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- (4) いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のためのいじめ防止基本方針を受けて策定した、「富里市立富里南小学校いじめ防止基本方針」にもとづいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

第1章

また、いじめ問題への対応にあたっては、「富里市立富里南小学校いじめ防止基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行なわない。

第2章 学校いじめ対策組織

- 1 名称 富里市立富里南小学校 いじめ対策委員会 （長欠・生徒指導委員会 兼）

- 2 組織

管理職、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年生徒指導担当、長欠担当等からなる、いじめ対策委員会を生徒指導組織としての役割も兼務する。

- (1) 校内組織

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、長欠担当、養護教諭、教育相談担当教員、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等
日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

管理職、生徒指導主任、養護教諭、長欠担当等

いじめの疑いに係る情報があつたときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案に関係する職員が加わる。）

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、各学年生徒指導担当、長欠担当、当該児童担任、及び学年の教諭等

- (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- 3 役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

- (1) 学校経営方針に基づくいじめ防止の取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
 - (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
 - (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
 - (4) いじめの疑いに係る情報があつたときには緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

- (1) 教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。
- (2) 学校は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」という姿勢を日頃から示す。
- (3) 直接いじめに関わらなくても、いじめの傍観とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を認知させる。
- (4) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育および体験活動等の充実を図る。
- (5) 縦割り活動を多く取り入れ、異学年での人間関係作りを通して、正しい関わり方を学んでいけるようにする。
- (6) 特に配慮が必要な児童については、教職員がその特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うことでいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

※ 「特に配慮が必要な児童」の具体例

- ①帰国女子、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童
- ②性同一性障害の児童等
- ③東日本大震災により被災した児童、及び原発事故により避難している児童
- ④コロナウイルス感染症に罹患した児童（家族を含む）
- ⑤コロナワクチン未接種の児童（家族を含む）
- ⑥コロナウイルス感染症患者に接する医療従事者を家族にもつ児童（家族も含む）
- ⑦マスク着用の有無

2 児童、保護者への啓発活動

- (1) SNS を通じたいじめについて、5、6年生を対象に年1回外部講師を招き授業を行う。また、保護者の理解を得るため、可能な限り保護者参加型にする。また、当該学年の保護者以外には別に時間を設ける。
- (2) 学校便り等を活用して、いじめ防止対策に対する情報を提供する。年度始めには、いじめ問題に対する基本方針（本方針）を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。
- (3) 道徳授業の授業参観を実施する。
- (4) 様式については別添資料（P25．26）

3 いじめに関する定期的なアンケート調査

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
- (2) 4月中旬～5月上旬 10月下旬～11月上旬に実施する。
- (3) 原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をか

けることも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする。」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない。」ことを取り決め、全児童に周知する。

4 教職員の発言

- (1) 教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- (2) 不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- (3) 学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- (1) 教職員と児童（生徒）の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場면을授業のなかに取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。
- (2) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 体験活動を重視し、達成感や自己有用感を味わえる場を設ける。
 - 例) 田植え体験（5年生）
 - 「むかしの遊び」体験（1年生）

第1章

6 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

月	いじめ対策 ☆児童会	関連行事	留意事項
4	○ 学年間の情報交換および指導記録の引き継ぎ ○ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 ○ 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり ○ 保護者への説明・啓発 ○ 小中連携生徒指導研修会 ○ SOSの出し方に関する教育 ○ 「南っ子の生活アンケート」(いじめに係るアンケート)の実施と分析 ○ 教育相談強化週間の実施(4月中旬～5月上旬) ☆ 児童会組織編成	・学級開き ・保護者会 ・家庭訪問 ・授業参観 ★いじめ対策委員会	・いじめに関する情報の共通理解と引き継ぎを確実に実施 ・「南っ子の生活アンケート」を受けて教育相談を実施する。
5	○ 異学年交流を通じた人間関係づくり ○ 校内研修「いじめ防止の取り組み」 ○ 情報モラル教育	・1年生歓迎会 ・学校探検	・児童の班編成の場面に留意する。 ・「南小タブレットマニュアル」の確認。
6	○ 「南小スマホ安全宣言」の見直しと確認 ☆ 「いじめゼロ」宣言や「いじめゼロ」運動の検討会	・代表委員会	・SNSやオンラインゲーム等を使用する上での注意点について指導する。 ・児童の人間関係に変化が起きやすい時期でもある。
7	○ 学校評価の実施(児童・保護者の意見を聞く) ○ いのちを大切に作るキャンペーン ○ 保護者個別面談 ☆ いじめゼロ運動(声かけを2月まで)	・いじめ対策委員会	・いじめ対策評価 ・いじめ対策点検
8	○ いじめ・人権に関する職員研修 ○ 教育相談に係る研修講座への参加 ○ 小中連携生徒指導研修会	・小中合同研修会	・相談技術の向上を図る。
9	○ SOSの出し方に関する教育 ○ 夏休み明けの教育相談の実施 ○ 行事を通じた人間関係づくり	・運動会	・児童の変化を確認する
10	○ 行事を通じた人間関係づくり ○ スクールカウンセラーによる全員面談(4年生以上) ○ 教育相談強化週間の実施(16)(10月下旬～11月上旬)		・行事や体験を通して道徳教育を推進していく。
11	○ 行事を通じた人間関係づくり	・教育相談月間 ・マラソン記録会	
12	○ 学校評価の実施(保護者・児童・教職員) ○ 行事を通じた人間関係づくり ○ 人権意識啓発活動 ○ 保護者個別面談 ☆ 人権集会	・学校評価アンケート ・人権週間 ・個別面談 ・ウインターフェア	・児童会主催の人権集会にする。
1	○ SOSの出し方に関する教育 ○ 「南っ子の生活アンケート」(いじめに係るアンケート)の実施と分析	・いじめ対策委員会 ・学校評価結果公開	・「南っ子の生活アンケート」を受けて教育相談を実施す

	○ 学校評価の結果分析・公開		る。 ・いじめ対策評価、次年度への改善
2	○ 保護者への説明・報告	・小中連携行事 ・6年生を送る会	・これまでの取り組みの成果と課題を保護者に説明する。
3	○ 行事を通じた人間関係づくり ○ 記録の整理、引き継ぎ資料の作成 ☆ 児童会活動のまとめ	・授業参観、保護者会 ・卒業式	・小中連携の推進 ・本年度のまとめをする。

<いじめ未然防止に関する指導等>

- (1) 『いのち』のつながりと輝きを主題とし「考え、議論する」ことを意識した道徳教育の充実を図り、いじめの防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。
- (2) NHK視聴覚教材『いじめノックアウト』視聴などを活用し、より身近な問題であり、大切な問題であるということを実感させる。
- (3) 人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。
- (4) 縦割り活動を多く取り入れ、他者を思いやる気持ちや、集団として協力していくことの大切さを知る。
- (5) 社会体験や生活体験の機会を計画的に配置し、児童生徒が、自ら気付く・学ぶ機会を設定する。
- (6) いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・児童会活動・人権週間に関する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。
- (7) 児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。
- (8) いじめの重大性に自ら気づき、防止に向けて強い心で主体的に行動ができる児童を育成するための取組を実施する。
- (9) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整して解決できる力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる取組を実態に応じて実施する。
- (10) 自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気をもって教師や保護者へ相談することは、正しい行いであることを教育活動全般において指導する。
- (11) 児童に対して、いじめの傍観者とならず、教職員への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるための取組を実施する。
- (12) 特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童生徒の特性を理解し、

情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。また、教職員が当該児童の特性の理解を深めるために、必要に応じて、小学校においては保育所（園）・幼稚園と連携を図るよう努める。

- ①発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
 - ②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
 - ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解を促進し、学校として必要な対応を行う。
 - ④東日本大震災により避難している児童又は東京電力福島第一原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、最新の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。
 - ⑤過度の競争意識、勝利至上主義等により、児童のストレスを高めることがいじめを誘発する場合があることを認識し、適切に対応する。
- (13) SOSの出し方教育について、年間計画に盛り込み、年度始めなど適切な時期に、県が作成した指導資料等を活用して実施する。

7 ネットいじめの対策の推進

- (1) インターネット上のいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、適切なICT教育や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を図る。

8 いじめに関する教職員の研修

- (1) いじめの基本認識を共有する。
- (2) いじめ問題に関する指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図るとともにその観察力や対応力の向上を図る。
- (3) 教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業の中に取り入れて「わかる授業」が展開できるようにする。

第4章 いじめの早期発見について

1 いじめに係るアンケート

いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と、自覚する子もいる。「ぼくは、〇〇君をいじめているかもしれないよ。」と、いじめている児童（生徒）に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のこと書かれるといけないから、あんなこと言うのは止めとこう。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかる。また、使役行為をされている児童、友達から「いじめられているのではないか。」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童を見付けることができる。児童の間ではやっているカードの交換、メールいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない児童の姿がわかることもある。

この実態をふまえて本校は子どもの問題行動の具体的な指導の手立てを明確にする。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し、対応する。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々ある。児童から訴えない理由はそこにあることが多い。特に、高学年には、そうした児童が大半だと考えられるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前があげられた子は、いじめが相当深い段階に入っている子と考えられるので、早急に対応しなければならないので、そうした児童の発見にも役立つ。

これを定期的に行うことで、子供たちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう。」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできる。

<時期>

- ・ 4月中旬～5月上旬 10月下旬～11月上旬

<方法>

- ・ 記名方式で実施する。

<内容>

※ 別紙（P. 24. 25）参照

※ アンケート用紙は、5年間保管するものとする。

（ただし重大事態として係争中の事案については期間を延長する場合がある。）

2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談等を実施する。

＜個別面談・教育相談＞

- (1) 学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応する。日常的に相談しやすい人間関係の構築に努める。
- (2) 4月に教育相談強化期間を設定し、年度始めに、面談等で児童生徒の個々の悩み等を把握することと併せ、長期休業明けなどにも、教育相談週間を設定するなど、継続的に児童理解に努める。
- (3) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等、専門的な立場からの助言を得る。
- (4) いじめの判断は、組織的に行う。(いじめ対策委員会)
- (5) いじめを発見したり、本人や保護者から相談があった場合は、遅滞なく管理職及びいじめ対策委員会に報告しなければならない。いじめに関わる情報の抱え込みや報告を行わないことは法律違反になる可能性があることをあらかじめ周知しておく。
- (6) 学校評価において、本校のいじめ防止のための取り組みを評価項目に加える。「教師は、子どものことを把握して、いじめのない学校づくりに努めている」
- (7) いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、心配のある際は速やかに学校に相談するよう啓発に努めるとともに、保護者との連絡方法についても明確にする。

＜観察＞

- (1) 児童が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを積極的に認知するよう努める。また、いじめの情報を教職員に報告した児童が、不利益な立場になることなく学校生活を送ることができるよう配慮する必要がある。
- (2) 多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くする。
- (3) 職員は、教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童用のトイレを利用したりして、気になる場面の発見につなげる。
- (4) 休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行い、発見につなげる。
- (5) 昼休みはできる限り児童とともに活動を共有し、児童の人間関係に目を向ける。

3 いじめを認知した場合の対応・指導

- (1) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわ

- ち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (2) いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめの被害児童の安全確保を最優先し、徹底して守り通す。
 - (3) 児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに事情確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。
 - (4) いじめ対策委員会において、いじめの被害児童を支援するための対処プランを策定し、いじめが解消に至るまで確実に実施する。
 - (5) いじめ被害者の安全確保を最優先し、同時にケアや安心して学校に通学するための措置、保護者への支援等を開始する。(スクールカウンセラーの活用等)
 - (6) 学校の定めた方針や対処プランに沿って、いじめ加害者や周辺の児童への聞き取り調査等を実施し、いじめ加害者には教育的配慮の下、毅然とした指導を行う。その保護者には、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携して以後の対応を適切に行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - (7) いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」に沿った対応方針を伝えるなど、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
 - (8) 適切な調査に基づき、被害児童、保護者には適宜状況を説明し、安心して通学するための措置を確実に行う。説明においては、被害者、加害者を問わず、事実を正確かつ速やかに伝える。
 - (9) いじめを確認した際には、直ちにいじめをやめさせ、再発防止に向け、被害児童や保護者に対する支援及び加害児童に対する指導及びその保護者に対する助言を完全に解消するまで継続的に行う。また、必要に応じて、教育委員会や関係機関の指導・助言・支援を受けながら、解決を図る。
 - (10) 加害児童については、状況によっては、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、被害児童のみならず、他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。
 - (11) 学校は、加害児童に対して、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童又はその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる場合がある。
 - (12) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合などには、警察と連携し適切に対処する。また、身体又は精神のケアが必要と認められる場合には、医療機関や児童相談所等関係機関と連携して適切に対処する。
 - (13) いじめをきっかけとして不登校に陥った児童については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、保護者や関係機関との連携を図りつつ、不登校対策の充実に取り組む。
 - (14) いじめ事案の解決においては、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対する指導についても組織的に取り組む。
 - (15) 関係児童生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
 - (16) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。いじめ解消の判断の時点で、本人及び保護者に確認することとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

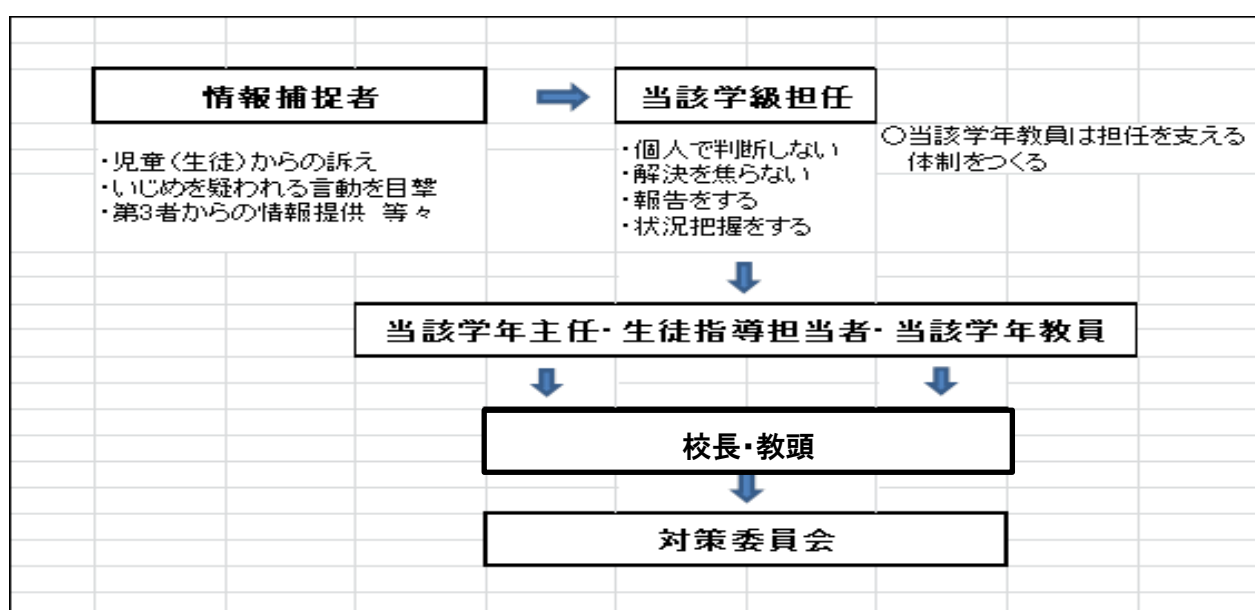
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

<いじめ事案が発生したときの校内報告連絡体制>



第5章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・担任・養護教諭・相談ポスト（保健室前）等

- (1) 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- (2) 事実関係や気持ちを傾聴する
- (3) 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
- (4) 周囲の児童からの訴えがあった場合、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

2 学校以外はいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する。

① 富里市教育委員会	0 4 7 6 - 9 3 - 7 6 5 9
② 富里市教育相談	0 4 7 6 - 9 1 - 6 6 0 0
③ チャイルドライン千葉	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
④ 千葉県警察少年センターヤングテレホン	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
⑤ 子どもの人権110番（法務省）	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
⑥ 24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
⑦ 千葉いのちの電話（24時間365日）	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
⑧ ライトハウスちば	0 4 3 - 4 2 0 - 8 0 6 6
⑨ 千葉県子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6

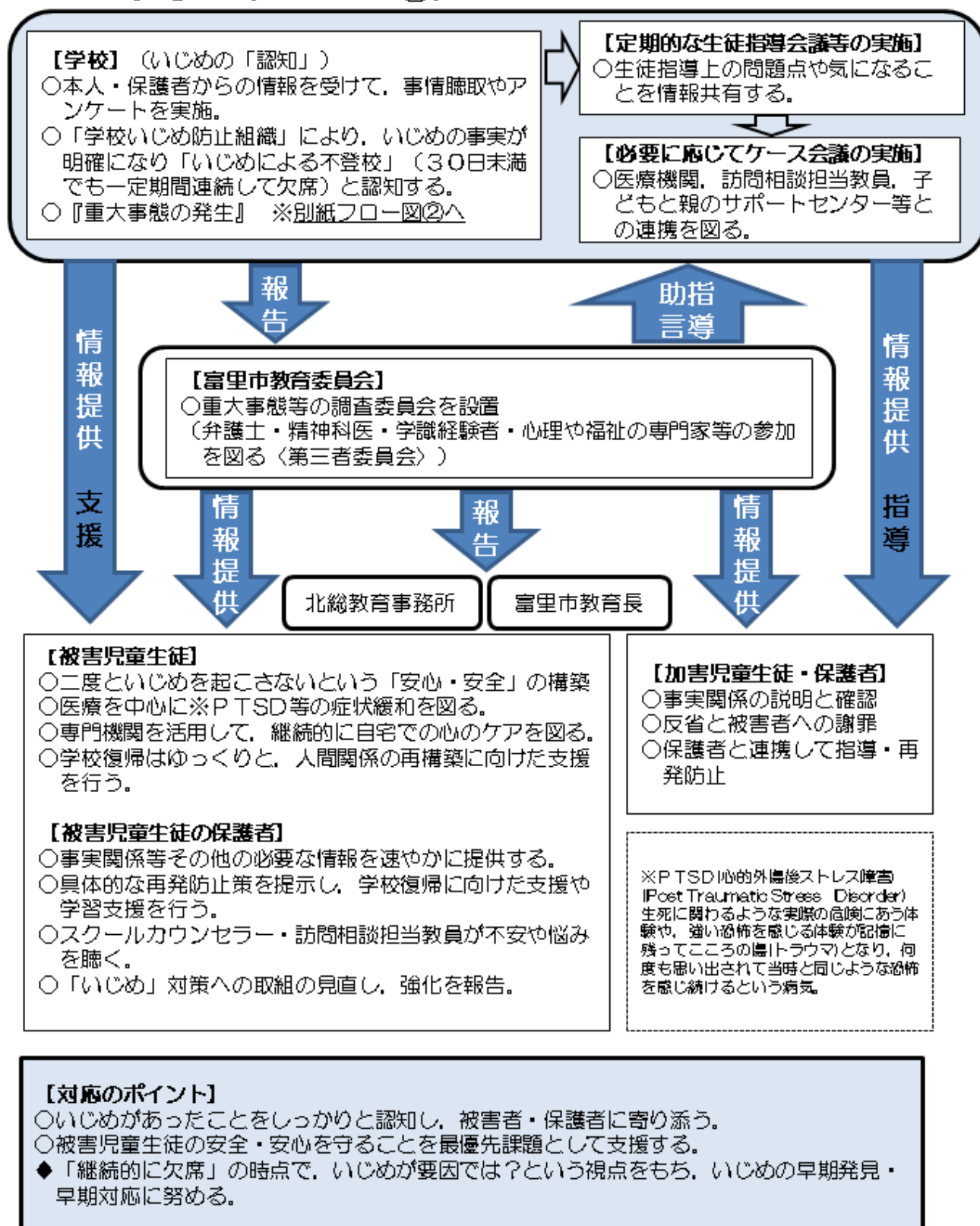
3 いじめを受けたとき、目撃したときの相談・通報についての指導

- (1) いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。
- (2) 相談、通報は適切な行為である。

第6章 いじめ対応の基本的な流れ

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制

いじめ対応（フロー図①）



(1) いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。

(2) 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

(3) 担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。

(4) いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

(5) 学校はいじめ加害者をぜったいに許さないことを表明し、今後の指導について伝える。

(6) 自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。

(7) いじめ加害者との今後の接し方等、行動の行い方を具体的に指導する。

(8) 学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかり見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

(1) 定期的に面談を行い、不安や悩みの解消に努める。

(2) 授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

(3) 保護者とも定期的に連絡、面談をし、児童の過程での様子や気になることについて把握していく。

2 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

(1) いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。

(2) 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

(1) 加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

(2) 嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

(1) 被害者のつらさに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

(2) いじめは決して許されないことに気付かせ、責任転嫁することを許さない。

(3) いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。

(4) 不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。

【経過観察】

(1) 定期的な面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

(2) 授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを

認めていく。

3 傍観者への対応

【基本的な指導】

- (1) いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- (2) いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- (1) いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- (1) 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- (2) 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- (3) これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- (4) いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- (5) いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- (6) 聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- (7) 聞き取った内容の保存を確実に行う。
- (8) 聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。また、担任だけで行うことはせず、必ず第3者として教員を入れ、複数で行う。

4 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- (1) 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- (2) 重要なことは保護者に話をするようにする。
- (3) 学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- (4) 対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- (5) いじめの全容がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- (6) 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- (7) 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言えないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨

を伝える。

- (8) 「お子さんにも問題があるからいじめにあう。」などの誤った発言をしないようにする。
- (9) 電話で簡単に対応することがないようにする。面談や家庭訪問の際、担任だけで行わず、必ず複数教員で対応する。また、今後の指導も複数でしっかり対応していくことを約束する。
- (10) 保護者から聞いたことや保護者との間で決めたことは、最後に復唱し、確認するようにする。

【いじめた児童の保護者との連携】

- (1) 事情聴取後、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- (2) 相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- (3) 指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- (4) 誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- (5) 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- (6) 保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。
- (7) 担任だけで行わず、必ず複数教員で対応する。また、今後も学校全体で見えていくことを約束する。

第7章 重大事態への対処について

1 重大事態とは

重大事態とは（法第28条第1項第1号及び第2号）

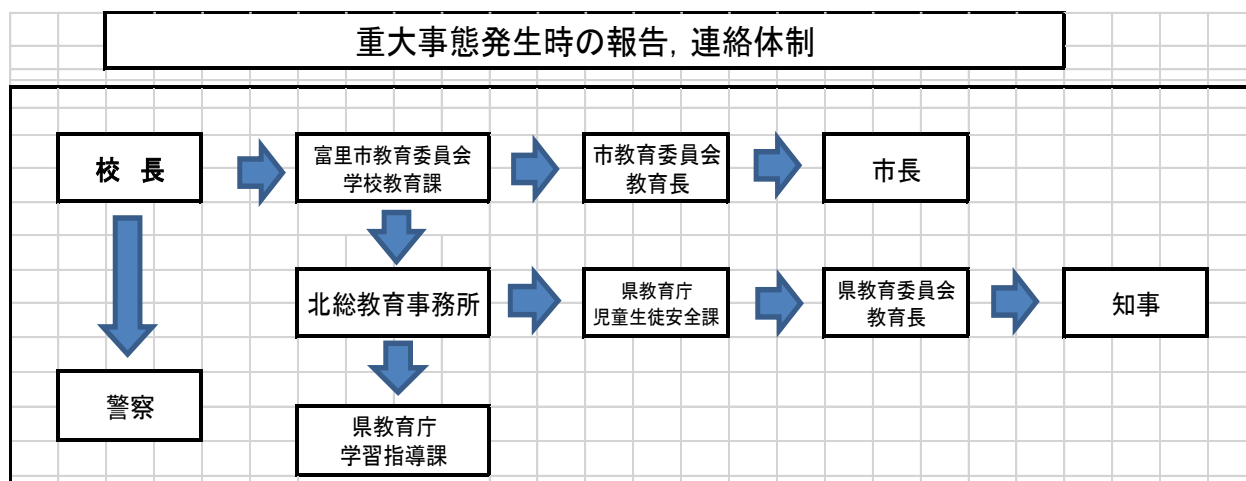
- （1）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （2）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 第1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

※ 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、単なる日数のみではなく、児童生徒の状況を十分把握した上で判断する。また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる。



2 重大事態が発生した場合の対応

(1) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告4する。

※学校は、教育委員会に電話等で速やかに報告後、その後、文書による報告を行4う。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

- ① 調査主体は、教育委員会又は当該学校とする。調査主体をどこに設置するかは、

教育委員会が判断する。

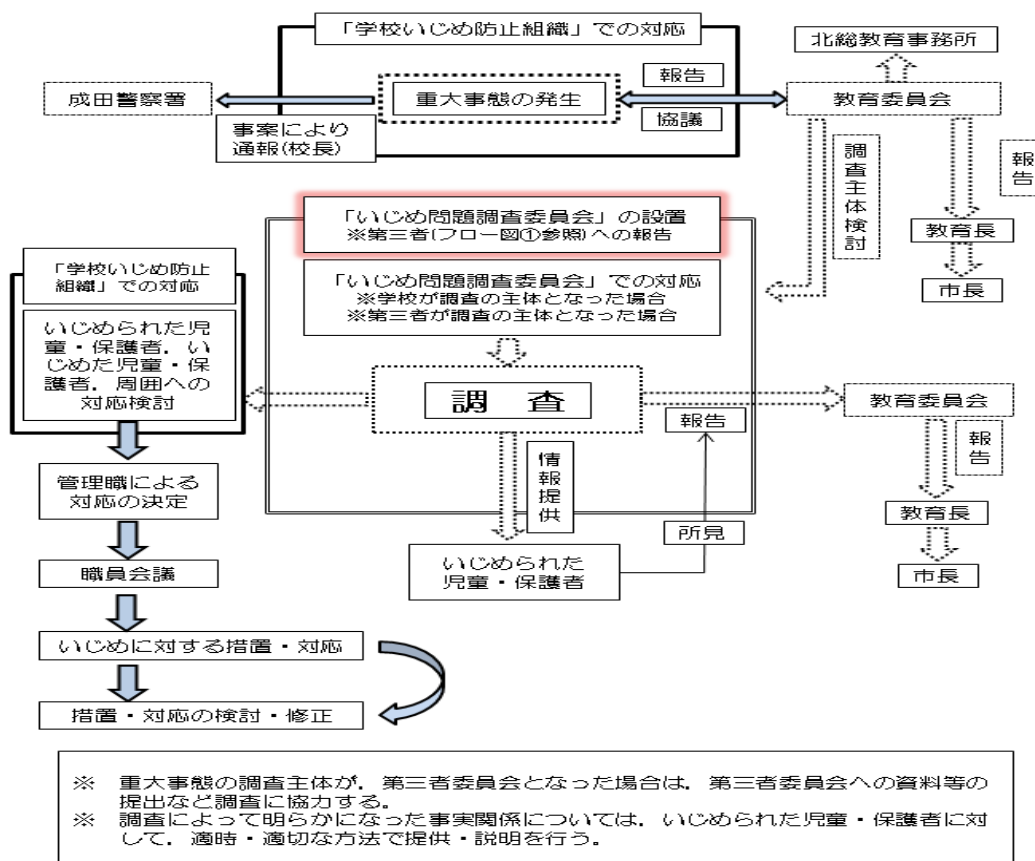
- ② 教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、法第28条に基づき、速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、調査組織として「富里市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設け、これが調査にあたる。

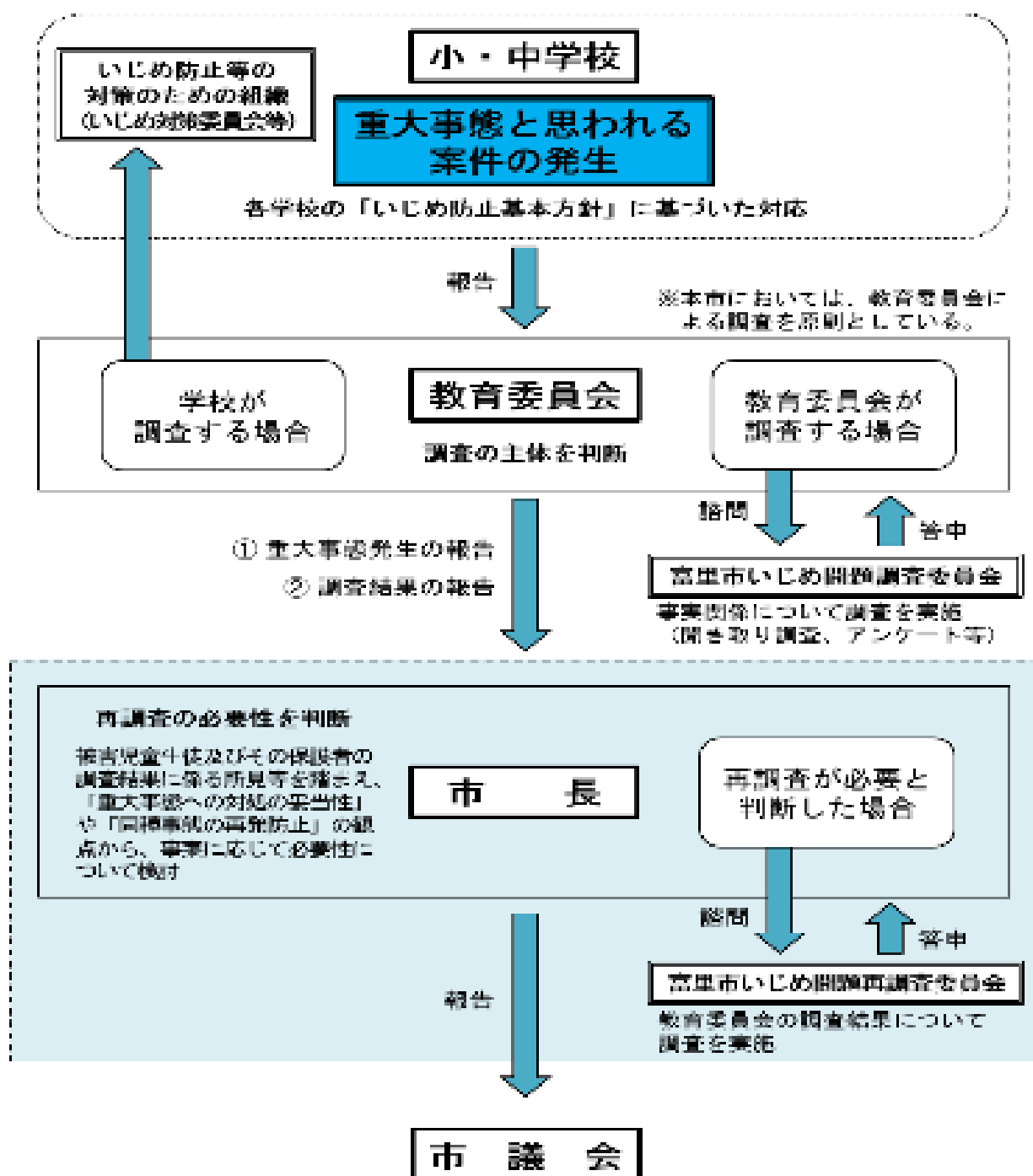
学校が調査主体の場合には、本校「いじめ対策委員会」を中核としつつ、調査内容や人的措置等について、教育委員会の協力を得る。

- ③ いじめ問題調査委員会は、教育委員会に加えて、必要に応じて心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士や精神科医、警察関係者等の専門的知識および経験を有する者等で構成する。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成することによって、調査組織の公平性・中立性の確保を図る。なお、いじめ問題調査委員会の組織については、別に定める。（フロー図②赤枠部分）
- ④ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。
- ⑤ 調査に際しては、下記に示した国のいじめ防止等のための基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）の内容を参考にし、適切に実施する。

重大事態の発生（別紙フロー図②）



重大事態の対応（別紙フロー図③）



＜自殺の背景調査における留意事項＞

- （１）児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- （２）背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取すると

ともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- (3) 在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- (4) 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (5) 詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- (6) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- (7) 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
- (8) 初期の段階で情報がなからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった。」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

- (1) 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- (2) これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

【調査結果の報告】

- (1) 調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) いじめに関する調査結果等の資料については、富里市文書規程等にのっとり、適切に取り扱う。
- (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ①市長は、法第30条第2項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関である「富里市いじめ問題再調査委員会」により、再調査を行う。
 - ②市長は、再調査により明らかになった事実関係や再発防止策等について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。なお、情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報保護に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

第8章 公表・点検・評価について

1 公表

(1) ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。

2 点検

(1) 年度ごとに、いじめ防止等に対する対策や具体的取組内容や進捗状況についての点検・評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。

3 評価

(1) 学校いじめ防止基本方針に示された、アンケート調査、個人面談、いじめの認知と対応、校内研修等、学校の具体的な取り組みの実施状況について学校評価の評価項目に設定し、PDCAサイクルに基づいて取組の改善を図る。

南っ子の生活アンケート（第1回）

年 組 なまえ（ ）

これは、テストではありません。みなさんがより楽しく生活するためのものです。
難しく考えずに、素直な気持ちでこたえてください。

1. 学校生活について、下のあてはまるところの番号（1から4）に○をつけてください。

	はい	どちらかといえば はい	どちらかといえば いいえ	いいえ
（例）勉強がたのしい	①	2	3	4
ア 学校が楽しい	1	2	3	4
イ 家族のお世話で、自分の時間がとれないことがある。	1	2	3	4
ウ 授業がよくわかる	1	2	3	4
エ 自分のことが好きである	1	2	3	4
オ 自分は人の役に立っている	1	2	3	4
カ 学校を休みたいと思う	1	2	3	4
キ 学校で持ち物がなくなったことがある	1	2	3	4
ク 学校でたたかれたり、けられたり、強く押されたことがある	1	2	3	4
ケ 学校でいじわるされ、いやな思いをされたことがある	1	2	3	4
コ ネットに、悪口などを書き込まれ、いやな思いをしたことがある	1	2	3	4

2. 生活について、（ ）の中のどれかに○をつけてください。

①朝ご飯は食べてきますか？

（ 毎日食べる ・ ときどき食べる ・ ほとんど食べない ）

②朝は何時におきますか？

（ 5時までにおきる ・ 6時までにおきる ・ 7時までにおきる ・ 7時よりあと ）

③夜は何時にねますか？

（ 9時までになる ・ 10時までになる ・ 11時までになる ・ 11時よりあと ）

3. 勉強や授業・友達のことで、何か、相談したいことや悩んでいることはありませんか。

シ ありません。

ス あります。

() 担任の先生に相談したい。

() 担任と他の先生にも相談したい。→ (だれに)

() 担任の先生と、学校の先生ではない専門の先生に相談したい。

(気になっていることや相談したいことを書きましょう。)

4. おわったら、下の言葉を右の□に書きましょう。

- ①あいさつをすすんでしましょう。
- ②ろうかは、しずかにみぎがわをあるきましょう。
- ③じかんをまもってこうどうしましょう。
- ④みのまわりをいつもきれいにせいとんしましょう。
- ⑤なふだは、あさとうこうしたらすぐにつけましょう。
- ⑥かえるときには、なふだをはずしましょう。
- ⑦ごみは、ごみばこにすてましょう。
- ⑧くちをむすんでそうじをしましょう。
- ⑨しゅくだいは、わすれずにいえでやりましょう。
- ⑩せんせいのなしは、しずかにききましょう。
- ⑪ともだちのはっぴょうは、さいごまでききましょう。
- ⑫かいだんは、1 だんずつおりましょう。
- ⑬よいとおもったことは、すすんでしましょう。
- ⑭えんぴつをまいにちけずりましょう。
- ⑮ものをたいせつにつかいましょう。